第8回懇談会議事録

日時

平成21年4月30日

場所

向日市役所 大会議室(3F)

出席者

(委員)吉川会長、井垣委員長、大場委員、楠本委員、佐藤委員、田中委員、 西田委員

(事務局)

大島上下水道部長、齋藤上下水道部参事、山根営業課長、高田上水道課長、 松本浄水場長、中村浄水場主幹、山田下水道課主幹、柴崎営業課課長補佐、南 口営業課係長、横山営業課係長

傍 聴

1名

議事(要約)

<公共下水道使用料条例の一部改正について>

(事務局)(公共下水道使用料条例の一部改正について説明)

<平成21年度下水道事業会計当初予算について>

(事務局)(平成21年度下水道事業会計当初予算についての説明)

(委員)事業管理費をなくし、目を雨水事業費と汚水事業費の2つにしたのはなぜですか。事業管理費という目があることのメリットもあったと思いますが。

(事務局)実際には、これまでも雨水分と汚水分に分けて整理していたため、 予算書においても誰が見てもわかる形にしたほうがよいと考え、目を2つにし ました。

(委員)科目が変わると、過去の数値と対比しようとするときにわかりにく くなるので、コロコロ科目を変えないでいただきたいですね。

(事務局)わかりました。

(委員)人件費についても雨水事業費と汚水事業費に分けて計上されていますが、部長の人件費についてはどうなっていますか。

(事務局)部長の人件費については、水道事業会計と下水事業会計で折半して 支払っています。下水道事業会計が負担する部分については、下水道業務負 担金という形で支払っており、下水道業務負担金は昨年度まで事業管理費の 中に計上されていました。今年度からは、雨水事業費と汚水事業費に分けて 計上しています。

(委員)国庫補助金が減額になった理由は何ですか。

(事務局)今年度が石田川2号幹線築造事業の最終年度ということで、事業費 が減額したためです。

(委員)石田川2号幹線築造事業が終われば、全体的に国庫補助金や市債はなくなりますか。

(事務局)工事が終われば、国庫補助金はなくなります。

(委員)雨水分と汚水分をあわせた繰入金の総額が、前年度と同じ7億7千万円ですが、これは今回の使用料の改定(による使用料収入の増額)によって汚水分の繰入金が減額になっている分が、雨水分にまわっているという理解でよいですか。

(事務局)H21年度に消費税が還付から納税になることから、消費税の支払額が前年度から約3千万円増えることを見込んでおります。使用料改定による使用料収入の増額分が、消費税の増額分に充てられた形になっています。これについては、使用料改定の際に提出いたしました3ヶ年の財政計画においても見込んでおりました。

- (委 員)消費税と未収金との関係でお尋ねしたいのですが。水道を使用された家庭には消費税が加算された料金が請求されていますが、実際に料金が回収されない場合(滞納されている場合)は貸し倒れ等で処理されているのですか。
- (事務局)下水道会計の場合は、使用料収入に含まれている消費税分から、工事等の支払いに含まれている消費税を差し引いた分を納税しています。石田川2号幹線築造事業関係の支払額が大きかったため還付としていましたが、今後は工事費が減っていくので納税になる見込みです。
- (委 員)何年も未収のままの使用料どのように処理しているのですか。通常、企業においては、回収できない売上金については、そこに含まれる消費税は返してもらえると思うのですが。
- (事務局)水道会計は企業会計に近い経理方法をとっていますが、下水道会計の場合は一般会計と同じ現金主義で、未収金は考慮せず、入ってきた現金のみをカウントしています。
- (委員)決算書に出てこないのですか。一般企業であれば、明らかに回収できないと判断した場合は貸し倒れとし、そこに含まれていた消費税は還付対象となる。それをどうしているのかをお伺いしたいです。

たとえ現金主義であっても、未収金の部分にもサービスの提供はあったということで消費税は発生しています。その消費税の分も回収できないということは、消費税申告の際に貸し倒れ還付となるのではないですか。

(事務局)水道会計の場合、調定額=収入額となります。下水道の場合は現金 主義のため、未集金については決算額に計上されません。 (委員)それをちゃんとやらないと、税金の処理との関係からも整合性が取れないと思います。一般会計は非課税ですが、下水道会計は違いますからね。

(委員)3年間滞納していた家庭が1年間分だけ払った場合、その1年間分のみが収入になるのですか。

(事務局)水道会計の場合は発生主義ですので、収納・未収納にかかわらず決算書に計上されます。下水道会計は現金主義のため、お金が入ってきたときに決算書に計上されます。水道会計においては、未収納分については特別損失という形で処理します。時効についても、水道会計は民法によって、下水道会計は地方自治法によって決まります。

(委員)他の自治体も同じ方法ですか。

(事務局)公営企業法を適用していない下水道会計については同じです。

(委員)一般会計からの繰入金についても消費税が掛かっているのですか。

(事務局)繰入金についても、課税対象と課税対象外にわかれています。これ については、決算書に計上し、議会の承認を得ているという形で税務署に申 告しています。計算方法は複雑ですが、計算の仕方によって課税になるか還 付になるかに影響します。

(委員)繰入金を上手く充当すれば、還付が発生する場合もありますよね。

(事務局)申告の際には、有利になるような計算をしています。

<平成21年度水道事業会計当初予算について>

(事務局)(平成21年度水道事業会計当初予算について説明)

(委 員)予算が「収益的」と「資本的」に分けられている理由はなんですか。 人件費についても分かれているようですけれども。 (事務局)資本的支出に計上されている人件費については、建設改良に関わっております職員4名分の人件費を計上しております。

- (委員)減価償却するときに耐用年数で均等割するという説明がありましたけれども、この固定資産の中に入っている人件費についても均等割していくのですか。
- (事務局)公営企業法において、定率法か定額法のどちらかで減価償却をしな さいということになっています。向日市では定額法を採用しており、毎年一 定額を減価償却しておりまして、人件費についても同様であります。
- (委 員)通常、自前で固定資産を建設する場合、自ら費やした労務費は一般管理費で落とし、下請けなどの外部に委託した費用は原価に乗せることはあります。実際に固定資産の形成に掛かった人件費を、どのように計算しているのですか。時間計算しているのですか。
- (事務局)職員の4名分の給料や諸手当については、すべてその原価に乗せます。

ただし、工事が2ヶ年以上にまたがるような場合は、いったん建設仮勘定 に計上しますが、事業が完成した時点で、人件費、委託料、工事費すべてを 含めた形で固定資産に計上します。

- (委員)資本的収入、資本的支出の差は留保金で表すと説明されましたが、 その留保金の原資は何ですか。
- (事務局)減価償却費とか資産減耗費など現金支出のない費目、それをプール したものです。

たとえば、減価償却を毎年1千万円、それを10年間続けますと1億円の 現金が残ります。その残った現金を資本的支出に充てていきます。つまり、 10年間減価償却すると、取得した資産の額がプールされる、そのプールし た資産で、10年後再投資をする。1千万ずつ10年間減価償却し1億円貯 め、また1億円を再投資する。そのまた1億円を10年間減価償却し1億円 貯める。その繰り返しを行っている訳です。 (委員)企業債を資本として残し、それを返済していくことによって、本来ならば会計上は資産と負債が減っていくことになりますよね。

(事務局)水道事業については、拡張事業のような大きな事業でないかぎり、 あまり起債を使いません。収支が黒字であれば必ず現金が貯まるはずですので、 その現金を資本的支出に充てていくというのが、水道事業の基本的な考え方で す。

(委員)上水道事業は起債しないというのが一般的なのですか。

(事務局)そうです。

(委員)下水道の場合は。

(事務局)下水道は100パーセント起債です。

(委員)同じ公営企業にも関わらず、全く違うやり方をするのはなぜですか。

(事務局)公営企業法の適用の有無が大きいと思います。下水道会計も公営企業法を適用すれば、減価償却を行い、水道会計と同じような会計方法になると考えられます。本市の下水道会計については公営企業法を適用しておりませんので、減価償却は行っておりません。

また、下水道は歴史が浅く、プールしている資金も少ないことから、起債 に頼らざるを得ないという面もあります。

さらに、現在本市が行っている雨水事業については、一般財源(一般会計からの繰入金)で行うもので、元々企業会計の考え方に馴染まない事業です。

(委 員)公営企業法を適用していない下水道事業については、全国的に向日 市と同じようなやり方ですか。

(事務局)はい。

(委員)基本的には、最初に施設を作るときには起債を使い、それを減価償却で浮いた現金で返済していく。ただし向日市の場合は、事業着手が早く、施設の減価償却を終えているので、現金が余ってきている。この現金を使って、すぐに新しい浄水場を作ったり、配水管の布設替えをしたりすると、現

金が減るのが速くなるけれども、一般的には耐用年数よりも施設を長持ちさせているので、その分現金が余ってきている。日吉ダムの建設に係る借金の返済についても、分担金という形で支出しているので、借金の返済は比較的抑えられていると思います。

(委員)第3セクターである、(株)向日市水道メンテナンスにはどのような事業を委託しているのですか。

(事務局)公道下の漏水やメーター交換などです。

(委員)年間の委託料はどれぐらいですか。

(事務局)年度によって違いますが、約7千万円程度です。

(委 員)土地が簿価で9億5千前万円分ありますが、そのうちいくつかを駐車場として貸しているようですね。一般地代の5~6%で貸しているのですか。

(事務局)ほとんどが、井戸用地か浄水場の用地ですけれども、一部民間に貸しておりますのは、西向日に駐車場がございます。

(委員)遊休地もあるのですか。

(事務局)田んぼの中にある廃止した井戸の跡地など、なかなか処分ができな い土地もあります。

(委員)料金と企業会計システムのコンピューターの賃借料が高いですね。 どうしてそんなに高いのですか。業者はどこですか。

(事務局) KKC 情報システムです。

(委員)保守料が800万円なんて信じられない。

(事務局)一般会計においても、住基システムなどの保守料に数千万円の費用 を掛けているのが実状です。 (委員)そこは一般の株式会社ですか。

(事務局)そうです。

(委 員)固定資産の除却費が8千万円ほどありますが、これによって生ずる くず鉄代のような雑収入はないのですか。

(事務局)実は、資産は現存しているのですが、台帳上除却した形にしています。資産を除却するには費用が掛かるのですが、今その費用がありませんので、 とりあえず台帳から資産を除却しています。

(委員)姿があるのに除却するということは、どういう基準で除却されているのですか。実際には(その資産は)活用されていなのでしょうけれども。

(事務局)これには経緯があります。京都府からの財政支援を受けるにあたり、 その条件として向日市の水道経営を健全化していかなければなりませんでした。 「そのための方策として、今向日市にできることは何か」という議論の中で、 京都府から「減価償却費を減らしなさい」というお話がありまして、減価償却 費を減らすためには資産を除却していかなければならないということになりま して、現実には動いていない資産を、とりあえず台帳上除却している次第です。 いずれは費用を掛けて、実際に除却していかなければならないと思っていま す。

<石田川2号幹線築造工事について>

(事務局)(石田川2号幹線築造工事についての説明)

(委 員)もちろん当初は予想していなかった費用だと思いますが、仮設の H 鋼を取り除くためにどれくらいの費用が掛かりましたか。

(事務局)鉄道横断面箇所については、鉄道事業に精通している JR 西日本コンサルタントに設計委託し、JR 西日本に残されている資料などを調査しましたが、地下道の工事が昭和37年から38年頃に施行されたもので、その当時の資料がなく、こちらも予想していなかった事態でした。場所が場所だけに、撤去費用には1億数千万程度掛かりました。

(委員)旧国鉄の負担はないのですか。

(事務局)JR 西日本と本市とは契約関係がないため、負担を求めることは出来ないが、JR 西日本の構造物の下を通過するということで、事前に列車走行の安全性についての協議はさせていただきました。

(委員)仮設物であるから引き抜かれているものと考えていた訳ですね。

(事務局)地下道下は何もないことを前提に設計していました。

道路下には水道管やガス管などが埋蔵されていますが、それらはすべて各企業が管理を行っています。

また、シールド工事は地下10m~20mの深さで行っているため、その深さで地下埋設物に当たることは滅多にありません。

(委員)今後、同様のことが起こる懸念はないですか。

(事務局)現在、向日市が管理している道路の下を掘り進んでおり、埋設物については調査を行っております。

(委員)京都府側に接続できれば、石田川2号幹線の機能は果たすのですか。

(事務局)はい。

(委 員)京都府側の末端に乙訓ポンプ場がありますが、それより先にまだ幹線が続いていますね。この幹線は出来ているのですか。

(事務局)いろは呑龍トンネルについては、乙訓ポンプ場を境に北側を北幹線、 南側を南幹線と呼んでおります。南幹線については4km 程度ありますが、まだ 事業着手しておりません。

(委員)貯まった雨水は乙訓ポンプ場で汲み上げるのですか。

(事務局)そうです。

(委員)その雨水はどこに流れるのですか。

- (事務局)西羽束師川に流れます。
- (委 員)石田川2号幹線の能力をフルに生かした場合、西羽束師川の容量は 大丈夫なのですか。
- (事務局)西羽束師川の水位が下がったときに雨水を流します。
- (委員)すべての地域が浸水から守られるというわけではないのですか。
- (事務局)計画では時間雨量 61mm を想定しており、昨年の岡崎市で起こった ゲリラ豪雨のような、時間雨量 140mm といった計画以上の雨が降りますと、 能力を越えてしまいます。
- (委員)石田川幹線以外で貯まった雨水があふれてくるということですか。
- (事務局) 寺戸川、石田川が向日市の主要な川であり、これまでの浸水対策事業によって多くの雨水を貯留することができるようになりました。昨年7月末に本市で発生した時間雨量63mmの集中豪雨でも、以前ならば400件程度あった浸水被害が、去年は8件ということで、十分その効果が実証されていると考えています。